

こどもえんのしおり

(重要事項説明書)



退園・卒園まで大切に保管してください。
追加・訂正の場合、その都度お知らせ致します。

社会福祉法人 夢工房

幼保連携型認定こども園 紅葉夢

2026年1月20日改定

この「こども園のしおり」は、お子さまが入園・進級するにあたり、内閣府が定める「特定教育・教育・保育施設及び特定地域型教育・保育事業の運営に関する基準」に基づく「重要事項」のご説明と、安全・安心な園生活を実現するための基礎的な約束ごとをまとめています。

ご理解の上、ご同意いただきますよう、お願いします。

【目次】

I 重要事項説明書	頁	II 安全・安心な園生活のために	頁
(1)事業者の名称・代表者	3	(1)年間行事計画・基本理念・方針目標	13・14
(2)施設の名称・代表者、利用定員	3	(2)生活ときまり	15・16
(3)施設の目的・運営方針	3	(3)園内でのけが	17
(4)施設・設備の概要	4	(4)服装と持ち物、布団について	18
(5)職員配置の状況	5	(5)地域子育て支援・地域活動	19
(6)教育・保育を提供する日、時間	5	(6)安全対策・個人情報	19・20
(7)提供する教育・保育の内容	6	(7)給食	21・22
(8)利用料金	7・8	(8)健康管理	23
(9)利用の終了に関する事項	8	(9)与薬について	24・25
(10)給食・食育について	8	(10)感染症と登園のめやす	26
(11)こども園と保護者との連携について	9	(11)災害対策	27
(12)健康管理と緊急時の対応について	9・10	(12)虐待・発達相談	28
(13)非常災害対策について	10	(13)ご意見・苦情・相談	29
(14)防犯、事故防止のための措置	10	(14)災害等発生時緊急対応について	30
(15)賠償責任保険の加入状況	11		
(16)虐待防止のための措置	11		
(17)個人情報の取り扱いについて	11		
(18) 苦情相談窓口	11		

I 重要事項説明書

特定教育・教育・保育の提供開始にあたり、特定教育・教育・保育施設及び特定地域型教育・保育事業の運営に関する基準第5条に基づいて、当園があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の名称・代表者

事業者の名称	社会福祉法人 夢工房
事業者の所在地	〒659-0095 兵庫県芦屋市東芦屋町6番10号
事業者の電話番号・FAX	TEL 0797-23-9610 / FAX 0797-23-9620
代表者氏名	理事長 滝澤 功治

2 施設の名称・代表者、利用定員

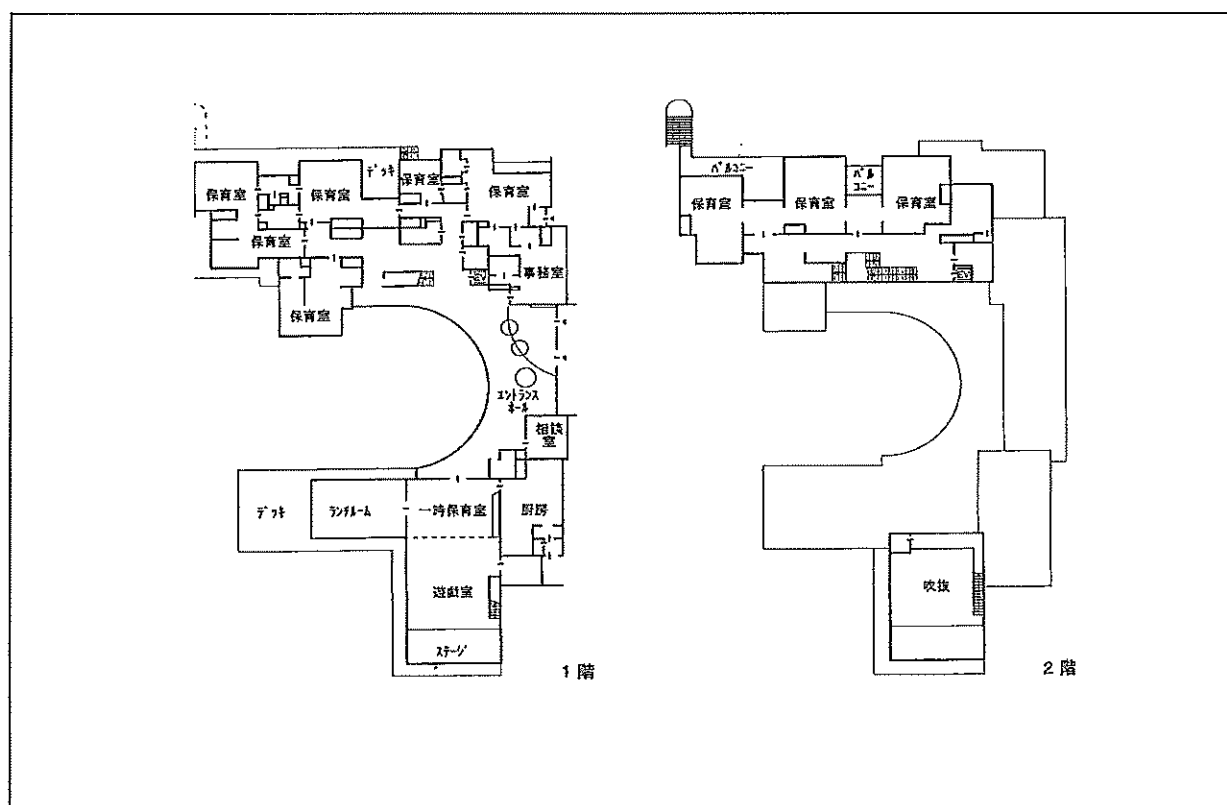
種別	幼保連携型認定こども園					
名称	幼保連携型認定こども園 紅葉夢					
所在地	〒562-0014 大阪府箕面市萱野5丁目7-30					
電話番号・FAX	TEL 072-726-9614 / FAX 072-726-9615					
施設長氏名	園長 井上 絢子					
開設年月日	令和 7年 4月 1日					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3号認定			2号認定		
	9人	17人	18人	20人	20人	20人
	定員:117名			1号認定		
				3人	5人	5人

3 施設の目的・運営方針

目的	当園の運営は健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意と能力を有する職員によって、乳幼児が適切に処遇され乳幼児の福祉を積極的に増進し、望ましい幼児教育の場を確立することにある。
教育・保育理念	子どもたちの幸せのために、一人ひとりに寄り添い、生きる力の基礎を育む。 ～夢にあふれる未来づくり～
教育・保育方針	① 愛情深く子どもに関わり、自己肯定感を育む。 ② 様々な体験を通して、自主性と創造力を育てる。 ③ 家庭的な温もりの中で、主体的な活動ができる環境をつくる。 ④ 食を通じて、命の大切さと人としての喜びを伝える。 ～もっと もっと 遊んで、もっと もっと 考えて、 大きく 大きく 夢をふくらまそう～

4. 施設・設備の概要

敷地面積		3530.14 m ²		
園舎	構造	木造2階建て		
	延床面積	1042.97 m ²		
主な施設設備	乳児室	1室	39.33 m ²	こりす(0歳児)りす(1歳児)
	ほふく室	1室	56.33 m ²	
	教育・保育室	6室	213.42 m ²	うさぎ(2歳児)、ぱんだ(3歳児) きりん(4歳児)、らいおん(5歳児) 一時教育・保育室
	遊戯室	1室	96.88 m ²	
	調理室	1室	41.24 m ²	
	調乳室	1室	7.66 m ²	
	ランチルーム	1室	44.72 m ²	
	幼児トイレ	1個	28.11 m ²	
	医務室			事務所に併設
	事務室	1室	24.00 m ²	
	廊下 玄関 その他		491.28 m ²	
	屋外遊戯場m ² (代替場所)	2695.08 m ² (代替場所 箕面市立病院)		



5 職員配置の状況

(単位:人)

職員	常勤	非常勤	合計
園長	1	0	1
副園長	0	0	0
主幹教育・保育教諭	2	0	2
副主幹教育・保育教諭	2	0	2
教育・保育教諭	21	6	27
教育・保育補助	0	2	2
栄養士	3	0	3
調理師・調理員	1	0	1
保健師	1	0	1
事務員	0	0	0
その他(用務員等)	0	0	0
合計	31	8	39

6 教育・保育を提供する日、時間

教育・保育時間			平 日	土 曜 日	日曜日・ 祝日
	1号 (休業期間) 8月10日～8月15日	預かり(朝)	7時00分～09時00分	なし	休園
		通常	9時00分～14時00分		
		預かり(夕)	14時01分～17時00分		
		預かり (延長)	17時01分～19時00分		
	2号 3号	標準時間	延長(朝)	07時00分～07時30分	休園
			通常	07時30分～18時30分	
			延長(夕)	18時31分～19時00分	
		短時間	延長(朝)	07時00分～09時00分	
			通常	09時00分～17時00分	
			延長(夕)	17時01分～19時00分	

*12月29日から1月3日は休園日となります。

*表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

7 提供する教育・保育の内容

(1) 特定教育・保育

支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

(2) 延長保育・一時預かり事業(一般型・幼稚園型)

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、法に規定する延長保育・一時預かり事業(一般型・幼稚園型)を提供します。

(3) 食事の提供

園内の調理室で調理を行い、昼食及び午後のおやつを提供します。

乳児(離乳食期)についてはこれに加え午前中に1回提供します。

(4) その他保育に係る行事等

<毎日の流れの基本>

	0歳児(3号)	1・2歳児(3号)	3歳児以上(2号)	3歳児以上(1号)
7:00	開 園 (順次登園)			7:00 預かり保育
8:00	おむつ交換	自由遊び		
9:00	おむつ交換 朝おやつ(離乳のみ)	園内外遊び・設定保育		9:00 登園開始 (9:30 登園完了)
10:00	保育・教育の活動(園庭、園外、室内)			
11:00	昼食・午睡準備・おむつ交換・着替え			
12:00				
13:00	午 睡	0・1・2・3・4 歳児:午睡		14:00 順次降園
14:00		5歳児:午睡、活動		14:01 預かり保育(午睡)
15:00	おやつ			
16:01~17:00	自由遊び・順次降園			
18:01	<延長保育・預かり保育>			
19:00				

<園外保育>

屋外園庭以外に、近隣にある西脇公園、ライフプラザ広場などに、バギー等も利用しながら、安全を確保できる職員体制のもと、お散歩に行きます。

<年間計画>

- ① 運動会、生活発表会、クリスマス会など四季折々の行事や遠足などを予定しています。
保護者の皆様にご参加いただく行事もあります。
- ② 月別の予定は別紙記載していますが、実施時期、内容に変更があることもありますので、ご了承ください。
- ③ また、行事等の詳細、変更など決まり次第、園だよりや掲示板、アプリでお知らせしますので、各自ご確認ください。

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担額(利用料)

- ① 3号認定児は、保育料をコドモン登録済み口座振替により納付いただきます。
箕面市が定める利用料を当園にお支払いいただきます。
- ② 2・3号認定児 延長保育料(時間外保育料)
延長保育を利用された場合は、箕面市が定める利用料を当園にお支払いいただきます。

<【図】 箕面市民間保育園・認定こども園連盟における延長保育料 >

7:00 7:30 8:00 8:30 9:00 17:00 17:30 18:00 18:30 19:00

250 円	保育標準時間認定の方の利用可能時間帯 11 時間							250 円
250 円	250 円	250 円	250 円	保育短時間認定の方の 利用可能時間帯 8 時間	250 円	250 円	250 円	250 円

※30 分単位の上限額は 4250 円

例)短時間保育の方が18時39分にお迎えに来られた場合、**1,000 円**の延長料金が発生致します。

*兄弟利用の場合、2人目は半額(**120円**)、3人目は無料になります。

*閉園時間(平日19:00、土曜日19:00)を過ぎてのご利用になった場合、5分超過するごとに、一律で500円を徴収させていただきます。

- ③ 1号認定児は、預かり保育料等の利用料を当園にお支払いいただきます。

預かり 保育料		7:00~9:00(朝)	14:01~17:00(夕)	17:01~19:00(延長)
	教育標準時間認定	150円/回	300 円/回	450円/回

*閉園時間(19:00)を過ぎてのご利用になった場合、5分超過するごとに、一律で500円を徴収させていただきます。※一号認定の延長保育料の上限はありません。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

- ① 毎月納めて頂くもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円)	備考
主食費(2号認定)	—	—	—	○	○	○	1,300	
副食費(2号認定)	—	—	—	○	○	○	6,200	
主食費(1号認定)	—	—	—	○	○	○	1,000	
副食費(1号認定)	—	—	—	○	○	○	5,000	
布団リース代	○	○	○	○	○	○	1,200	希望者
紙おむつの定額サービス	2,508 円(直接業者へ支払い)							希望者

② 新入・進級時に購入して頂くもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円)	備考
カラー帽子	○	○	○	○	○	○	920	
シーล帳	—	—	770	760	760	730		
スポーツ共済加入金	○	○	○	○	○	○	0	箕面市負担
ジャケット	—	—	—	○	○	○	9,850	
ズボン	—	—	—	○	○	○	5,950	
スカート	—	—	—	○	○	○	5,950	
体操服:半袖アスシャツ	—	—	—	○	○	○	2,200	
体操服:ショートパンツ	—	—	—	○	○	○	1,750	
長袖ブラウス	—	—	—	○	○	○	3,900	希望者
体操服:長袖アスシャツ	—	—	—	○	○	○	3,500	希望者
体操服:ロングパンツ	—	—	—	○	○	○	3,000	希望者

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に案内の上、徴収します。

② 支払方法

諸費に関しては、翌月 20 日前後に口座振替と致します。(コドモンのアプリ上で口座登録が可能です。)

※紙おむつの定額サービス、制服に関しては、BABY JOBS 株式会社・株式会社 チャイルド社との直接契約となり、ご利用料金は直接支払いとなります。

9 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、教育・保育等の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が、小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

10 給食・食育について

< 自園給食 >

食に興味を持ち、食べることが大好きな子どもを目指して日々の給食提供・食育活動を行います。

そのため、自園のオープンキッチン(子どもたちから見えるキッチン)で調理し、調理する姿や、おいしそうなにおいを感じ、食欲を感じる自園給食にこだわっています。

< 特別食(アレルギー)対応 >

- ① 食物アレルギーのある場合、集団給食で可能な限り個別対応いたします。
誤食事故防止のため完全除去となります。
- ② アレルギー食をご希望の場合、医師による指示書を必ずご提出下さい。(解除の場合も同様です)
- ③ 調味料(醤油・砂糖・サラダ油)が除去の場合など、お弁当持参対象となる場合がありますので、ご相談ください。
- ④ ご家庭の嗜好による食材除去は致しませんのでご了承ください。
- ⑤ その他の対応が必要な場合は、園にご相談ください。

＜ 食育活動 ＞

- ① 教育・保育の中で食べることが大好きになる気持ちを育む事を目指しています。
- ② クッキングを行う場合は前もってお知らせいたします。以下のご協力をお願いいたします。
 - ・ エプロン、マスク、三角巾はクッキング実施日の3日前にお持ち下さい。
 - ・ 子どもの爪は必ず切り、マニキュア等は落として清潔な状態にしてください。
 - ・ 下痢や嘔吐の症状があるなど体調がすぐれない場合はお申し出ください。
- ② 食べ物を持ち帰ることは衛生管理上できません。

11 こども園と保護者との連携について

- (1) 園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の成長及び園の運営について、個人懇談、園だよりなどを通じて、保護者の皆様のご理解とご協力を得られるように努めます。
- (2) 当園では、園と保護者が園児の生活状況や園の運営について、迅速かつ正確に相互連絡し合うために、教育・保育 ICT システム「コドモン」のアプリを活用します。コドモンを利用して、以下の内容を配信します。
 - (ア) 緊急連絡
 - (イ) 個人別連絡帳(0～1 歳児)
 - (ウ) おたより(園だより、クラスだより、給食だより、献立表、保健だより等)
 - (エ) おしらせ(クラス別、園児別)、各種アンケート
 - (オ) 行事予定
 - (カ) 請求書(各種代金の振替のご案内)
 - (キ) 身体測定の結果また、コドモンのアプリは登降園の際にも使用(QR コード打刻)するほか、欠席・遅刻等の連絡がスムーズになりますので、ご登録にご協力を宜しく願います。(別紙「保護者アプリ登録手順」をご参照下さい。)
- (3) 地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、絵本の貸出、掲示板による地域向け育児情報の提供等の子育て支援事業を実施します。

12 健康管理と緊急時の対応について

- (1) 常に園児の健康に留意し、所管行政機関が指定する回数以上の健康診断を実施し、結果を記録します。
- (2) 職員については、年1回以上の健康診断を実施するとともに、細菌検査が必要な業務を行う職員については、毎月、検査を実施します。
- (3) 感染症や食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「教育・保育所における感染症対策ガイドライン」及び所管行政機関が指定する基準に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。
- (4) 万一、教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、囑託医へ連絡するなど、必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

(5) 当園では、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称(診療科)	みいクリニック(内科)	医療機関の名称(診療科)	てらむら歯科 (歯科医)
医 師 名	阪田 まり子	医 師 名	寺村 薫
所 在 地	箕面市箕面 6-7-45 2階	所 在 地	箕面市桜ヶ丘 2-4-20
電 話 番 号	072-737-9275	電 話 番 号	072-720-7887
医療機関の名称(診療科)	まえかわ耳鼻いんこう科 (耳鼻科)	医療機関の名称(診療科)	船場西薬局 学校薬剤師
医 師 名	前川 千絵	医 師 名	今西 恵施
所 在 地	箕面市船場東3-11-13 シエリア箕面船場 101A	所 在 地	箕面市船場西 1-6-7
電 話 番 号	072-727-1133	電 話 番 号	072-727-5565
医療機関の名称(診療科)	辻川眼科 (眼科)		
医 師 名	辻川 薫		
所 在 地	箕面市船場西 2-8-13		
電 話 番 号	072-735-7272		

13 非常災害対策

非常災害時等に当園が取るべき措置については、所管行政庁等の指導に基づき、保育の中止や緊急避難を行いますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

暴風・暴風雪警報発令時 (1号認定児)	・午前9時時点で発令中の場合 終日休園となります。(午前9時までは自宅待機です。) ・午前9時までに解除された場合 <u>開園しますが、弁当の持参をお願いします。</u> ・保育・教育中の場合 休園となりますので、速やかにお迎えをお願いします。
暴風・暴風雪警報発令時 (2・3号認定児)	保育中止。コドモンの一斉配信機能にてお知らせします。 午前7時時点で発令の場合は休園します。 登園後に発令された場合は、速やかにお迎えをお願いします。 <u>正午までに解除の場合は、開園しますが、弁当の持参をお願いします。</u>
避難勧告・避難指示 特別警報発令時 震度5弱以上発生時	保育中止。コドモンの一斉配信機能にてお知らせします。 登園後に発令された場合は、状況を見て、指定場所へ緊急避難しますので、速やかにお迎えをお願いします。 適用地域内にある場合は、解除されるまで、休園します。

大規模地震警戒宣言 発令時	保育中止。コドモンの一斉配信機能にてお知らせします。
避難訓練	月に1.2 度、火事・地震・津波・洪水・不審者・行方不明を想定した訓練や指定場所 への避難訓練を行います。

14 防犯、事故防止のための措置

- (1) 防犯訓練を実施し、不審者が園に来た際の対応を園児に教えています。
- (2) 事故が起こったときは「事故報告書」、事故が起こりそうだった時は「ヒヤリハット報告書」を作成し、職員で
情報を共有することで、事故の予防、再発防止に努めています。

15 賠償責任保険の加入状況

在園児の不慮の事故に備えて、以下の保険に加入しています。

	保健の種類	内 容
東京海上日動火災保険株式会社	普通傷害	死亡/後遺症傷害 ¥3,000,000
東京海上日動火災保険株式会社	賠償責任	施設賠償(対人・生産物) ¥1,000,000,000 /1 名・1 事故

上記とは別に、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

園の管理下において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者様に対して行う公的給付制度になります。

16 虐待防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員
に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

17 個人情報の取り扱いについて

当園では、園児又は第三者の生命、身体に危険がある場合等や警察機関等の命令がある場合を除き、小学
校などの教育機関等に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ、保護者様の同意を得て行
います。

18 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏 名	主幹保育教諭 加藤 芽実・北村 健	電話	072-726-9614
相談・苦情解決責任者	氏 名	園長 井上 絢子	電話	072-726-9614
第三者委員	氏 名	芝野 稔	役職・肩書等	公認会計士
	連絡先	daisansya.shibano@gmail.com		
	氏 名	下川 仁夫	役職・肩書等	社福)甲山福祉センター 顧問
	連絡先	daisansya.shimokawa@gmail.com		

Ⅱ 安全・安心な園生活のために

- 1 園生活ときまり
- 2 園内でのけが
- 3 服装と持ち物、布団について
- 4 地域子育て支援
- 5 安全対策・個人情報
- 6 給食
- 7 健康管理
- 8 与薬について
- 9 感染症と登園のめやす
- 10 災害対策
- 11 発達相談 虐待対応全
- 12 全体的な計画
- 13 ご意見・苦情・相談
- 14 災害等発生時緊急対応について

(その他説明が必要なことがら)

令和8年度 認定こども園 紅葉夢 年間行事計画

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月					
1	水	クラス参観会 (O)	1	月	誕生日会 こどもの日のついで	1	水	1	土	1	火	1	木	1	日	休園日	1	火	1	金	祝日：元日	1	月				
2	木		2	火		2	木	2	日	休園日	2	水	2	金	2	月	2	水	2	土	休園日	2	火				
3	金		3	日	祝日：憲法記念日	3	金	3	月		3	水	3	土	3	火	祝日：文化の日	3	木	3	日	休園日	3	水			
4	土	月曜日 (祝祭日) クラス参観会 (11-5) 運動会	4	月	祝日：みどりの日	4	土	4	火	4	金	4	日	休園日	4	水	体操教室	4	金	4	月		4	木			
5	日	休園日	5	火	祝日：こどもの日	5	日	休園日	5	水	体操教室	5	土	5	月	園フェア～16日まで	5	土	5	火		5	金				
6	月		6	水	振替休日	6	月		6	木	遊習訓練	6	火	6	金		6	日	休園日	6	水	体操教室	6	土			
7	火		7	木		7	火		7	金		7	水	7	土	幼児運動会参観	7	月	7	木		7	日	休園日			
8	水	体操教室	8	金		8	水		8	土		8	火	8	日	休園日	8	火	8	金	新年のついで誕生会	8	月				
9	木		9	土		9	木		9	日	休園日	9	水	9	月		9	水	うさぎ体操教室	9	土		9	火	英語教室		
10	金	はるのついで	10	日	休園日	10	金		10	月	アレルギー・なし 1号認定参観	10	土	10	火	英語教室	10	木	10	日	休園日	10	水	体操教室			
11	土		11	月		11	土		11	火	祝日：山の日の日	11	金	11	水		11	金	11	月	祝日：成人の日	11	木				
12	日	休園日	12	火	英語教室	12	日	休園日	12	水	アレルギー・なし 1号認定参観	12	土	12	木		12	土	12	火	英語教室	12	金				
13	月		13	水	体操教室 (紅葉)	13	月		13	木	アレルギー・なし 1号認定参観	13	日	休園日	13	金	13日(金)PRINCE 月曜日 (祝祭日)	13	水	園会議 うさぎ体操教室	13	土	分園式 お楽しみ会				
14	火	英語教室	14	木		14	火	英語教室	14	金	アレルギー・なし 1号認定参観	14	月	14	土		14	月	14	水	遊習訓練	14	日	休園日			
15	水	うさぎ体操教室	15	金		15	水	うさぎ体操教室	15	土	アレルギー・なし 1号認定参観	15	日	休園日	15	火	英語教室	15	金	15	月	祝日：建国記念の日	15	木			
16	木		16	土		16	木		16	日	休園日	16	水	16	月	幼児参観・園生チェック 総合遊習訓練	16	水	16	土		16	火	英語教室・園生チェック			
17	金	誕生日会	17	日	休園日	17	金	誕生日会	17	月	シャワー・プール 閉園日	17	土	17	火	英語教室・園生チェック	17	木	17	日	休園日	17	水	うさぎ体操教室			
18	土		18	月		18	土		18	火	うさぎ体操教室 英語教室	18	日	休園日	18	水	体操教室	18	金	18	月	幼児参観・園生チェック	18	木	お別れ会		
19	日	休園日	19	火	英語教室	19	日	休園日	19	水	体操教室	19	土	19	月	幼児参観・園生チェック (O)	19	土	19	火	英語教室	19	金				
20	月	幼児参観・園生チェック 音楽教室	20	水	うさぎ体操教室	20	月	祝日：母の日	20	木	増習訓練 (不審者)	20	日	休園日	20	金	誕生日会	20	日	休園日	20	土	祝日：春分の日				
21	火	英語教室・園生チェック	21	木		21	火	英語教室・園生チェック	21	金	誕生日会	21	土	21	月	幼児参観・園生チェック (O)	21	月	21	火	英語教室	21	日	休園日			
22	水	体操教室	22	金	総合遊習訓練	22	水		22	土		22	日	休園日	22	木	増習訓練 (行方不明)	22	火	22	月	幼児参観・園生チェック	22	金	新クラススタート		
23	木	遊習訓練	23	土		23	木		23	日	休園日	23	火	23	月	祝日：秋分の日	23	水	23	土		23	火	祝日：天皇の誕生日			
24	金	交流会 (5) 月曜日 (5)	24	日	休園日	24	金	STEP&STEP (5)	24	月	幼児参観・園生チェック 音楽教室	24	土	24	火	英語教室・園生チェック	24	木	24	日	休園日	24	水	体操教室			
25	土		25	月		25	土		25	火	英語教室・園生チェック	25	日	休園日	25	月		25	金	クリスマス会 誕生日会	25	土	25	火	音楽会 (準第：5) 月曜日 (5)		
26	日	休園日	26	火		26	日	休園日	26	水		26	土	26	木		26	土	26	月	月曜日 (全園児)	26	金				
27	月		27	水	体操教室	27	月		27	木	なつまつり① さんぽにっこり	27	火	27	金		27	日	休園日	27	土	1・2次運動会 年長未満の記念 月曜日 (全園児)	27	土			
28	火		28	木		28	火		28	金	なつまつり② さんぽにっこり	28	土	28	土		28	月	28	日	休園日	28	水	遊習訓練 (不審者)	28	日	休園日
29	水	祝日：昭和の日	29	金		29	水		29	土		29	日	休園日	29	火	英語教室	29	金	29	月		29	土			
30	木		30	土		30	木		30	日	休園日	30	火	30	月		30	水	30	土		30	火				
31			31	日	休園日				31	月			31	土				31	水	31	日	休園日		31	水		

個人参観

個人参観

中川交流 (5)

電車遠足 (5)

個人参観 (希望)

個人参観 (希望)

バス遠足 (5)

・体操教室：3・4・5歳児 ・音楽教室：3・4・5歳児 ・英語教室：5歳児

児童憲章



- 児童は人として尊ばれる。
- 児童は社会の一員として重んじられる。
- 児童はよい環境の中で育てられる。

基本理念

子どもたちの幸せのために、一人ひとりに寄り添い、生きる力の基礎を育む。
～夢にあふれる未来づくり～

保育方針

- ①愛情深く子どもに関わり、自己肯定感を育む。
- ②様々な体験を通して、自主性と創造力を育てる。
- ③家庭的な温もりの中で、主体的な活動が出来る環境をつくる。
- ④食を通じて、命の大切さと人としての喜びを伝える。

～もっと もっと 遊んで、もっと もっと 考えて、大きく 大きく 夢をふくらまそう～

保育目標

自分らしく生きる子ども
感性豊かな子ども
身近な人の気持ちがわかる子ども



生活ときまり

(1) 土曜の保育は、以下の場合に利用することができます。(箕面市より)

土曜保育利用の方は、ご利用予定表を提出いただきます。

急な利用の場合は、利用予定週の水曜まで申し込みください。

- ①入園申込時に要する勤務証明で土曜日勤務が証明できる場合（父母双方）
- ②土曜日の勤務の提出があった場合（父母双方）
- ③普段は土曜日に登園していないが、急な仕事が入ったと申出があり、書類等で確認ができた場合
- ④法事など保護者の家庭的事情の場合
- ⑤ネグレクトやDVなど、園児の健全な発達に支障がある場合
- ⑥疾病により、看護等が必要な場合
- ⑦親の精神的疲労などにより、家庭保育が困難と考えられる場合

(2) 送り迎えについて

- ①必ず各部屋までお送り下さい。
- ②登降園時には、必ずコドモンのQRコードで打刻してください。タッチした時間が送迎の時間として記録されます。降園時、タッチされた時間が延長保育時間になっていると、延長保育料金が発生致します。
- ③送り迎えは原則として届け出た保護者がしてください。やむをえない場合は、保護者にかわり責任もてる人を前もって連絡してください。
18歳未満の家族の方がお迎えに来られる場合は、承諾書が必要になりますので、事前にお知らせください。
- ④登園が遅くなる時や欠席する時は、午前9時30分もしくは前日までに連絡してください。
連絡がない場合、こちらから保護者様へ欠席確認のご連絡をさせていただきます。
- ⑤勤務変更などで登園・降園時間などに変更があった場合は必ず事前にお知らせ下さい。
- ⑥車や自転車での登降園は、所定の駐車場・駐輪場にマナーを守ってご利用ください。
園の駐車場は、急な坂道となり、大変危険ですので利用できません。
- ⑦駐車場・駐輪場でのトラブル(事故・盗難)におきましては、一切責任は負えません。
子どもたちが一人で坂道を駆け上がっていく姿も多く見られます。箕面市立病院敷地内は多くの緊急車両、業者車両が通行しています。保護者の方は、お子様と手をしっかりつないで歩いて登降園するようお願いいたします。
- ⑧教育・保育中に中抜けで、習い事に行くことを禁止とさせていただきます。

(3) ならし保育について

新しく入園した子どもにとって、長時間の集団保育と環境の変化は心身ともに、大きな負担となります。したがって、入園後約4週間かけて園に慣れるよう、お子さまの様子に合わせ、保育時間を調整しながらの保育を行います。御協力下さい。

(4) 昼寝について

成長の著しい乳幼児にとっては、心身の疲れをいやすために「ひるね」は大切な時間としております。(1号認定児は、昼寝はありません。必要な方はご相談ください。)

(5) 緊急連絡先について

電話番号、住所・名前・勤務先などが変わった時は速やかにお知らせください。
(勤務時間の変更も含みます)

退園される場合は、早めに（遅くとも1ヶ月前）お知らせください。所定の用紙に必要事項を記入していただきます。



(6) 写真

カメラマンによる写真サービスをしています。保護者の皆様には、子どもの日頃の様子や笑顔を見て楽しんでいただけます。インターネットで閲覧し購入いただけます。

※園で卒園アルバムの作成はしていません。

(7) おたより コドモンで配信いたします。

園だより・クラスだより・保健だより・給食だよりでいろいろな内容をお知らせします。園だより、2ヶ月前の苦情・ご意見等を記載致します。

(15) 園内でのけがや事故について

園では、自分で転んでけがをしたり、喧嘩をすることもあります。

保育教諭も未然防止に努めていきますが、ご理解くださいますようお願い致します。

園内でのけがや事故・急病で、医療機関にて受診が必要と判断した場合は保護者の方に連絡し、ご了承をいただいた上で対応いたします。ただし、緊急を要するときには、園長の判断で医療機関へ受診することがありますので、予めご了承ください。

怪我をされた場合には、医療費の精算等に保護者様ご自身で、お子様の保険証またはマイナ保険証を医療機関にご提示いただくことになります。お手数をお掛け致しますが宜しくお願いします。

※2024年12月2日以降、従来の健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証）を基本とする仕組みへ移行します。そのため、当園では、保険証及びマイナ保険証を預かることができなくなりますので、ご了承ください。

このため、園で受診をした場合は、一旦園で医療費を立替致します。

お迎えの際にお知らせいたしますので、近日中に精算をお願いいたします。

その後、お手数ですが、保護者様の方で、医療機関に医療費返還の手続きをお願い致します。

(16) けがの報告について

園では、子ども同士の喧嘩やけが（引っかきや、噛みつき、喧嘩によるけが）が発生したとき、当事者となる園児を「加害者」「被害者」というとらえ方は致しません。

※園では、子どもたちがのびのびと様々な経験ができるよう、保育を日々行っています。

うまく伝えることができず、つい手が出たり噛みついたりすることがあります。もちろん、私たち保育者が気をつけて怪我のないように見守っていきたいと思っています。また、喧嘩には双方に言い分があるため、子どもの心理や心情をよく理解したうえで対応していきたいと考えておりますので、解決は、園にまかせていただきたいと思います。このような方針に基づいて、園では以下のような判断のもとに、保護者の方に喧嘩やもめ事に伴うけがや傷のご報告を致します。

- ① 病院受診まではいかないう傷と、判断できるけがについては、経過と状況の報告をし、ご心配をおかけしたことのお詫びを申し上げます。この場合、因果関係となった園児の氏名については申し上げられません。
- ② 特定の園児に対して、特定の園児が何度も噛みつきや、引っかきを繰り返す場合双方の保護者に状況等の報告を行います。ご心配をおかけしたことのお詫びを申し上げます。そのときも当事者の園児名は、申し上げます。しかし、子どもの心情を理解するために、今後の対応や連携について当事者の保護者との面談を行います。
- ③ 病院受診を要する怪我や傷については、保護者に受診承諾の電話連絡を致します。この場合は、病院受診の終了後、因果関係となった園児の双方の保護者に、経過等や、状況の報告を行います。ご心配をおかけしたことのお詫びを申し上げ、当事者の園児の氏名についてもお伝えします。また、双方の保護者に現場で、具体的な説明を行います。
- ④ その他の事故による怪我や傷につきましても上記①②等を参照の上、園長の判断によりご報告致します。

繰り返しになりますが、子どもは言葉の理解やコミュニケーション能力が未熟な存在ですので、決して「加害者」「被害者」の関係ではありません。すべての子どもが、けがを負う側、負わせる側になる可能性があります。ひと昔前までは、「お互い様」と言って親同士が子どもの成長を温かく見守っていました。

園としても、けがや傷の防止対策はしっかり行っていますが、集団生活を学び、いろいろな人間関係を育んでいく場が園だということに、温かいご理解をいただきますようお願い申し上げます。



(8) 連絡帳の使い方 コドモンの連絡帳アプリで配信いたします。

こりす・りす(0～1歳児)は通年、うさぎ(2歳児)は5月末までを目処とし(6月以降は個別に応じた対応)、子どもの状態を知るために、健康状態・睡眠時間・食事内容・排便の様子などをコドモンの連絡帳アプリに記入して頂きます。家庭とのコミュニケーションを図り、話のできない乳児が快適に過ごすことができるように、コドモンの連絡帳アプリを活用していきたいと思います。小さな異変もコドモンの連絡帳アプリで記入していきましょう。

うさぎ・ぱんだ・きりん・らいおん(2～5歳児)は、そろそろ自己主張ができるようになってきますので、様子を見ると、調子が良いか悪いかわかるようになってきます。

園からも、個別での連絡事項などに使用していきます。

活動は、より集団化していきますので、全体活動の詳細も、各クラスの様子をコドモンのアプリから配信いたします。

明日の活動や持ち物などの連絡事項も、一緒に掲示することがありますので、お迎えの際には必ずお目通しください。

(9) 歯みがき

園では①うがいができるようになり、②歯ブラシをどのように使うときちんとみがくことができ、③なぜ歯みがきが必要かが理解できるよう説明を行って、歯を大切にするという気持ちを育みます。4歳児(きりんのへや)になると歯ブラシを使って指導を行い始めます。それまではご家庭での就寝前の歯みがきと大人の仕上げみがきが重要になります。歯みがきが子どもとの大切なコミュニケーションの時間となり、毎日の楽しい生活習慣になるようにしましょう。

(10) かばん入れ・くつばこ

1歳児以上には個々のリュックを入れる棚が置いてあります。

リュックを入れる場所は、棚上に名前を掲示しています。リュックには必ず見える場所に名前を書いて下さい。文字が読めないうちはどれが自分のものかわからない場合があるため目印が必要となります。目印には✂-柄がよく使われますが、多数付けないで子どもと相談しお気に入りの物を1つだけ付けるようにしてください。

くつばこも、個人のなまえ、目印シール、クラスカラーの下敷きを用いて視覚で認識できるように配慮致します。(同種類の靴の場合もあるので、必ず名前の記入をお願いします)

(11) 注意

アレルギーのお子さんがいますので、園内の子どもに飲食物を渡さないようにしてください。また、子ども達が園に飲食物を持ってくることは禁止です。

園内での飲食は園から提供した物のみです。事故防止のため、家庭から飲食物を(お菓子ジュース、口に入れたまま登園する等)持ってこないようにしてください。

(12) 園内での物のやりとりについて

園内での【こども同士の物のやりとり】は、禁止とさせていただきます。

※誕生日プレゼント・バレンタイン・ホワイトデー・お土産など・・・

(13) お願い

職員への個人的な御心遣いは、受け取ることができませんのでご了解ください。



(14) 認定こども園園児指導要録

小学校進級時には、スムーズに学校生活に移行できるように、子ども達が育ってきた過程を振り返り、その姿や状況を簡素にまとめた「認定こども園園児指導要録」を小学校にお知らせします。

園内は、いろいろな仕事をしている先生の様子を子ども達が見ることができるよう厨房が見えるように作られていたり、事務所もオープンに作られています。

仕事に集中していると、声をかけられても気がつかない場合もありますが、気がねしないで

いつでも・・・何度でも・・・お声かけください。

服装と持ち物について

服装 0・1・2歳児 … 自由

3歳児…登降園・日中:体操服(5月頃から、制服開始)

4・5歳児 … 登降園:制服着用 日中:体操服

◎服装は活動しやすく、着たり脱いだりしやすいものにしましょう。

(紐やビーズのついた服や、すその長いズボンは危険です。)

◎薄着の習慣を身につけ、肌着は清潔で吸湿性のあるものを選びましょう。

◎足に合う運動靴を履きましょう。(つっかけやサンダル、ブーツは禁止です。)

※園では、子どもたちがのびのびと様々な経験ができるよう、保育を日々行っています。

その為、汚れても良い服を持参していただくことや体操服が汚れてしまったり、

破損することもありますことをご了承ください。

持ち物

◎持ち物や身につけるものには必ず名前を書いて下さい。

○おもちゃやお金、食べ物、キーホルダーは危険な為持ち込み禁止。

※キーホルダーは、目印の為1個だけつけましょう。

多数つけるとトラフルの原因にもなりますので、ご協力ください。

＊ お持ちいただく物＊ (乳児用0・1・2歳児)

毎日もってくる物	保育園に置いておく物
・ 哺乳瓶 (ミルクを飲む子のみ) ・ 食事(エプロン)、おやつ用(スタイ) 各1枚 ・ シールブック(2歳児)	・ 着替え2組 ・ おむつ ・ おしりナップ ・ 汚れ物を入れるナイロン袋 ・ カラー帽子(週末持ち帰り) ・ 避難靴 ※オムツのサブスク利用される方は、必要ありません。 ※かばんは大きくなりすぎないように・・・

＊ お持ちいただく物＊ (幼児用3・4・5歳児)

毎日もってくる物	保育園に置いておく物
・ リュック(子ども自身が持てるサイズ) ・ シールブック・体操服(4・5歳児) ・ コップ (巾着袋に入れる) ・ 歯ブラシ(4・5歳児) ・ ハンカチ(体操服のズボンに入るもの) ・ 汚れ物を入れるナイロン袋(スーパー袋などリュックに入れてください) ※3歳児は、5月頃制服登園を開始します。	・ 着替え1組、下着、靴下 ・ 上履き・上履き袋(週末持ち帰り) ・ カラー帽子(週末持ち帰り) ・ 製作用スモッグ(大きめの汚れてもいい服) ※幼児パンツ持参されるのを忘れた場合は、買取となりますので、ご了承ください。

リース布団について

リース布団対応しております。1,200円/1ヵ月 毎月諸費にて徴収させていただきます。

【リース寝具用品目仕様】 ①掛け毛布(抗菌防臭) ②タオルケット(夏用)

③敷布団(抗菌防臭)

【リース寝具サービス】 ①掛け毛布、タオルケットの(夏)2週間に1回の入れ替え

②高温消毒処理

【リネンサービス】 ①2週間に1回の集配、交換

※寝具に関しましては半年に1回【高熱消毒乾燥】を施します。

★お手持ちの布団を持参される方について★

ご家庭からのお布団をお持ちいただく場合は、1週間に1度お持ち帰りいただき、天日干しの上、シーツ交換してお持ちください。

地域子育て支援 地域活動

園では地域の子育てを応援するために、保育教諭、管理栄養士、保健師等による育児相談、育児情報の提供を行い地域の方々との交流を積極的に行っています。

<内容>

○子育て支援 地域園庭開放事業として、園庭を遊び場として開放しています。
園の行事に参加ができます。

また、未就園児対象のイベントも開催しております。

○子育て相談 ちょっとしたことでも一人で悩まず、お気軽にご相談ください。
電話・来園どちらでも対応しています。

○世代間交流 地域のお年寄りやボランティア、小・中・高生との交流を図っています。

○その他の活動 箕面市社会福祉協議会、萱野小地区福祉会等との連携で、地域との繋がりを強化しています。

安全対策

- ① 子ども達が安心してすごせるように、日々安全点検を実施しています。
- ② 毎月避難訓練を実施しています。
- ③ 不審者侵入の防犯対策として、警備会社と連携をとっています。
(通報ボタンを押すと警備員が出動し警察に連絡します)
- ④ オートロックドアで保護者・関係者以外はインターホンで対応しています。
- ⑤ QRコードで出席者名と人数の把握が出来るようになっていきます。
(QRコードは登園時と降園時には必ずタッチしてください。)
- ⑥ 外部からの訪問者には受付をし、園内に受け入れるようにしています。
- ⑦ 散歩マップを作り、危険箇所がないか確認しています。
- ⑧ 園庭開放をする場合は、受付をし、参加者の把握をしています。
また、初めての利用者には、子どもから目を離さないように注意事項を説明しています。

個人情報への配慮事項

- ① 園児名簿・緊急時受け渡し表・健康診断・児童票は事務所で管理致します。
- ② インターネットのホームページ等は、個人の名前がでないようにし、
写真が出る場合には承諾書を頂きます。
- ③ 親族以外の人から特定の児童に対しての問い合わせには応え致しません。
- ④ 園児の迎えの人が保護者・通常の保護者代理人以外の時には園児を渡しません。
渡す時には、保護者に電話でお迎えに来る人の名前を聞き、来られた方の
身元保証書(運転免許証など)を提示していただきます。
家族でもめている場合(離婚等)はきちんと話しあって頂き、結果を保育園へ
お伝えください。
- ⑤ 感染症にかかった児童の名前は公表致しません。
- ⑥ 保護者同士で知りえた、園児の個人情報(写真・動画等)の取り扱いに関しても
十分に注意して頂きますようお願いいたします。(SNS上の共有も含み)

個人情報の取り扱いについて

	項目	内 容	
☆	園のたより	園児名を園だよりにださない	
☆	写真の取り扱い 写真・動画撮影	保護者に承諾書をもらう ・ 園内の写真について （活動写真の掲示） ・ HPの写真について ・ 行事の写真について ・ DVDの販売について	同意がもらえなかった場合には、 写真・動画の掲載しない。
☆	個人情報 個人情報の 問い合わせ	子どもや保護者に関する個人情報は すべて守秘義務情報である。	保護者のいる前で、園児の個人情報に 関する話をしない。 保護者と話をする時、他の子どもの ことは言わない。
☆	児童票	家庭状況調査表・生育歴・成長記録 記録場所（事務所・休憩場所）	適正管理（保護者の目の触れない所） 園から持ち出さない。
☆	緊急連絡簿 園児登録	園児住所・生年月日・電話番号 保護者連絡先	適正管理（保護者の目の触れない所） 園から持ち出さない。
☆	日誌・出席簿 連絡帳 身体測定表 当番ノート 健康管理簿	保育内容・園児の状況・出欠状況 個人記録 個人記録 人数確認・伝達事項記録 健康チェック	適正管理（保護者の目の触れない所） クラス保管 クラス保管で、保護者から要請が あったら提示する。
	情報管理	パソコン・パスワード管理	適正管理（保護者の目の触れない所）
	職員関係 職員連絡網	職員用デスクにプライバシーに 触れるものは置かない。 業務連絡用に利用	整理整頓を心がけ、適正管理する。 各自適正管理
	その他 紙の再利用	諸費等領収書 園内部の事項や 園児の名前や個人が特定できるもの は、裏紙として再利用しない。	保護者に直接手渡す。 シュレッダーにかけるか、 判断できないように細かく切る。

※上記の児童及び保護者の個人情報は、以下の目的の為に
必要最小限の範囲において使用場合があります。

- ①兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整をする場合。
- ②進学・転園に際し、進学先・転園先との間で必要な連絡調整をする場合。
- ③緊急時において、病院その他機関に対し必要な情報提供を行う場合
- ④管轄行政より情報提供を求められた場合。
- ⑤その他、教育・保育等の提供に必要な範囲で施設内で職員・保護者に必要な情報を提供する場合。

《 給食・食育について 》

食に興味を持ち、食べることが大好きな子どもを目指して日々の食育活動・給食提供を行います
ほっとできるような家庭的な内容を基本に献立内容や食環境を考えます。

1. 献立内容：手作りにこだわり、添加物の多い調理済み食品を控え、食材の味を活かした調理を行います。
 - ・各園の栄養士が地区ごとに集まり、各園の意見の報告から献立の見直し、検討を行います。
 - ・毎月、旬の食材を取り入れた献立、日本の食文化を知ってもらうための郷土料理などを取り入れています。また行事の際には行事食を実施します。
2. 使用食材の選択：安全性の高い食材管理に努めます。
 - ・全ての食品において、安全性のあるものを使用しています。
 - ・業者からの納品の際には必ず調理職員が立ち合い、品質や温度のチェックを行っています。
 - ・放射能や農薬などの安全性を確認するため、産地の確認を行っています。
生産地は季節によって変わるため、お知りになりたい方はお気軽にお尋ねください。
 - ・窒息事故防止のため、ミニトマト、白玉団子、巨峰、うずら卵など、一口大球状の食材の使用を控えています。
 - ・アレルギーの事故防止のため、ピーナツなどの種実類（ごま以外）、そばは使用していません。
3. 間食：毎日の楽しみになるように、また食事としての役割も考慮し、成長過程における栄養補給にも工夫した内容の充実を図っています。
 - ・午後の間食は、手作りを基本とし、間食を含めての栄養管理を行っております。
毎日牛乳の提供は行っておりませんが、スキムミルクなど他の食材を使用し必要な栄養素を満たせるよう栄養管理しています。
 - ・野菜や果物、ゴマや大豆製品なども積極的に使用します。
 - ・このたび当園では、子どもたちの生活リズムや食事内容を見直した結果、令和8年4月より午前中の活動量や昼食の時間とのバランス、「午前の間食」の提供を終了することといたしました。また食事のリズムを整えることを目的としております。なお、昼食についてはこれまで通り、子ども一人ひとりの発達や体調に配慮しながら、十分な量と内容を提供してまいります。
※離乳食期午前間食提供します。
4. 特別食対応：集団給食で可能な限り個別対応いたします。
 - ・食物アレルギーのある場合、アレルギー食対応をいたします。誤食事故防止のため完全除去となります。新たな食材のアレルギー対応のお子様が大変な場合は、その食材も除去となります。
 - ・アレルギー食をご希望の場合、医師による【生活管理指導表】を必ずご提出ください。
指導表は1年に1回の提出となります。個別に指導表が必要となった場合、提出していただくこともございます。開始前に栄養士が直接、詳しい内容の相談をさせていただきます。
保護者の方が書かれた指導表の場合は対応できません。
 - ・体調の悪い時は症状に合わせて調理の仕方を工夫します。口内炎、下痢などで軟らかい食事、薄味の食事が必要な場合、当日受け入れの保育者または給食室にお申し出ください。
 - ・宗教食など特別食対応についても相談をお受けいたします。ご希望の方はお申し出ください。
 - ・ご家庭の嗜好による食材除去は致しませんのでご了承ください。
〈お弁当持参対象となる場合〉
 - ・調味料（醤油・砂糖・サラダ油）が除去の場合
 - ・食材にアレルギーが含まれていなくても、同工場内の製造でアレルギーを使用している食品が除去の場合
5. ミルク・離乳食：ご家庭との連携を大切に一人ひとりの成長に合わせ、対応いたします。
 - ・冷凍母乳をご希望の場合、対応いたしますのでお申し出ください。
1回分ずつ搾乳し、専用の搾乳袋に氏名・圧搾日・量を油性のペンで記入し、冷凍し保冷状態でお持ちください。登園時、受け入れの職員に手渡しでお願いします。
また、衛生管理上、圧搾日より3日間で返却させていただきます。

- ・粉ミルクは新生児用（和光堂：はいはい）とフォローアップミルク（和光堂：ぐんぐん）、アレルギー対応については医師の指示に従って提供致します。（※生活管理指導表の提出が必要となります。粉ミルクに関して、不明な点ございましたら、お気軽にお声掛けください。）
- ・離乳食については担任と栄養士が、詳しい内容について相談をさせていただきます。ご家庭での様子について詳しく、お聞かせください。
- ・哺乳瓶は発達に応じて乳首の確認をして頂きたいため、園ではお預かりしていません。毎日各ご家庭より持参してください。
- ・離乳食進行チェック表をもとに離乳食を提供いたします。アレルギーなどの問題がないか、ご家庭で食べられてからの提供となりますので、完了期以降の場合、配布する離乳食進行チェック表の食材を必ず試してから園へ登園してください。食材を試していない場合でも、園では提供致しますのでご了承ください。
- ・後期食の3回食を目安に、離乳用おやつを提供を開始します。また、完了期より乳児用おやつへと移行していきます。

6. 食環境：子どもの成長に合わせた環境を考えます。

- ・乳児ではグループ配膳を行い、発達に合わせて幼児ではバイキング形式に移行していきます。グループ配膳は、担任と信頼関係を築きながら安心して食事をすることを目的としています。バイキング形式配膳では、子どもの自主性を尊重し、自分で考えて行動することができるよう工夫しています。
- ・食器は子どもの手の大きさ、握力などに配慮し、乳幼児用の食器を使用しています。素材は強化磁器または陶器のものとし、メラミン樹脂やアルミの食器は使用致しません。
- ・食器の重さを感じるにより、大切に扱うことを伝えていますが、コップは飲み物を入れると重くなり、持ちづらい子どももいるためプラスチックのものを使用しています。
- ・スライドショーにて、給食の様子を流しておりますので、お帰りの際ご覧ください。

7. 食育活動：保育の中で食べることが大好きになる気持ちを育む事を目指しています。

- ・季節（旬や行事）や保育内容、子どもの発達を考慮し、調理職員と保育者で取り組みます。
- ・クッキングを行う場合は前もってお知らせいたします。
- ・感染症などの発生状況によっては、急遽中止する場合があります。

8. お弁当ご協力をお願い

- ・園外保育や給食室の整備点検の時などにお弁当を持参していただく場合があります。ご負担をお掛けいたしますが、ご協力の程、よろしくお願い致します。
- ・忘れられた場合はご連絡を入れさせていただきます。連絡が取れない場合は市販のものを購入し、お迎えの際に請求させていただきます。
- ・お弁当につきまして、ミニトマトやうずらの卵、キャンディーチーズ、ぶどう、いちご等、一口大の球状の食材は使用を控えていただくか、1/4程度に刻んでいただきます様、お願いいたします。また、デザートは果物のみとさせていただいておりますので、既製品のゼリー等のお菓子類はお控えください。※ピック、つまようじもお気を付けください。
- ・アレルギー児におきましてのお弁当日では、アレルギーの有無の確認の為、お弁当の内容をメモに記載し、お弁当に添えていただくようお願いしております。
※メモ記入例……ポテトサラダ(マヨドレ使用)・ウインナー(卵不使用)・ふりかけ(卵不使用)
特に加工品に関しまして、ご自宅で食べられていても、園では提供しておりませんので除去したものを入れるようお願いいたします。



健康管理について

健康は、元気に生き生きと生きる基本です。生活のリズムが乱れることは、心や身体の未発達な子どもにとって大変負担になります。家庭と園を通して、規則正しい生活のリズムを作っていきましょう。

園では以下の健診・検査等を行っています。

- | | | | |
|--------------|-----|--------|-------------|
| * 発育測定・衛生しらべ | 月1回 | * 尿検査 | (2・3・4・5歳児) |
| * 内科健診・歯科健診 | 年2回 | * 視力検査 | (3・4・5歳児) |
| * 耳鼻科・眼科健診 | 年1回 | * 聴力検査 | (3・4・5歳児) |

乳幼児突然死症候群（SIDS）

「うつ伏せ寝」は「仰向け寝」に比べて、相対的に約3.1倍程度危険とされています。これは、「うつ伏せ寝」では赤ちゃんが深い眠りにつきやすく、無呼吸が起こった際の覚醒反応が低下するためではないかと考えられています。保育園では、赤ちゃんの顔が見える「仰向け寝」でおひるねをしています。

こりす、りす(0.1歳児)は5分毎、うさぎ(2歳児)は10分毎にプレスチェックを行います。

環境衛生

- * 嘔吐、下痢などが発生した場合は、使い捨て手袋、マスク、使い捨てペーパータオルを使用して0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理をします。
- * 毎月職員の検便検査を実施しています。
- * 園では、感染防止のため、便・吐物・血液で汚れた衣類などは、洗わずにお返しします。

予防接種

病気はかかってから治すより、かからないように予防したいものですが、園などの小さな子どもの集団では大流行を起こす危険があります。健康状態を見ながら予防接種を受けましょう。なお、予防接種を受けた時は、必ず園にお知らせください。また、予防接種を受けた日は抗体熱等が出る可能性もあり、体調を崩しやすいので自宅でゆっくりお過ごしください。
※降園後や、お休みの日に、予防接種するようにお願いいたします。

感染症

- * 園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。集団の健康を守るためにも、感染症のまん延防止の観点からも、体調が優れないときは、お休みください。
一人ひとりの子どもが安全かつ快適に健康的に過ごせるように、【P26登園のめやす】を参考に医療機関へ受診し、医師の指示に従ってください。
- * 登園許可の必要な感染症が治り、初めて登園する日は「登園届もしくは意見書」を提出してください。
●意見書：医師が記入します。 ●登園届：医師の指示に従って保護者が記入します
- * 用紙は、添付してあるものを使用して下さい。(コドモンの資料室にも保管してあります。)
- * 登園許可の不要な病気についても、こどもの回復促進と感染予防の点から、医師の診断を受けてから登園してください。
- * 園での感染症の情報は掲示板をご覧ください。
- * 38度以上の発熱がある場合は緊急連絡先に連絡させていただきます。ただし、インフルエンザ流行時や嘔吐、下痢などお子様の状況によっては、38度に限らずご報告させていただきます。
園内での感染予防の点からも、できるだけ早くお迎えに来てくださるようお願い致します。
- * 病気でお休みの時は、9時30分までに病名や症状をコドモンでお知らせください。

登園を控えるのが望ましい場合

- * 朝から37.5度以上の発熱とともに元気がなく機嫌が悪かったり、食欲がなく水分がとれない
- * 24時間以内に解熱剤を使用している、24時間以内に38度以上の熱が出ていた場合
- * 24時間以内に2回以上の水様便がある、下痢に伴い体温がいつもより高めである
- * 予防接種後（副反応が出る場合があるため）
- * 家族内で感染症にかかっている方がおられる時
(感染症の詳細につきまして『P26 登園届の提出が必要な感染症と登園のめやす』をご覧ください)

園においての与薬について

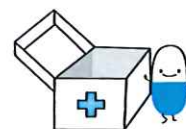
園での与薬につきましては、以下のように取り扱います。

与薬は、園では原則として行いません。そのため、与薬が必要な場合は登園前または帰宅後に、ご家庭で与薬していただきます。医師の診察を受ける際は、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで園に在園していることと、園では「原則として与薬を行っていない」ことをお伝えください。

慢性の病気で保育時間内に薬の使用なしでは健康な日常生活が
過ごせない場合に限り、保育園で薬をお預かり致します。

園で与薬出来るのは次の①～③のすべてに該当する場合に限ります。

- ①長期にわたり、保育時間内に薬の使用なしでは健康な日常生活が過ごせない場合。
- ②保護者の依頼書及び主治医からの指示書があること。
- ③次のア～ウのいずれかに該当すること。
 - ア) 慢性疾患（心臓病など）の治療薬
 - イ) 熱性けいれん・けいれん性疾患などの予防薬
 - ウ) アトピー性皮膚炎などの軟膏



【園で与薬する際の注意事項】

- (1) 保護者からの「与薬依頼書」と主治医からの「与薬指示書」を提出していただきます。
- (2) 主治医の「与薬指示書」は、箕面市の方針をご理解いただいた上で、なお園での与薬が必要と判断されたものに限り提出していただきます。「与薬指示書」の作成費用は保護者負担となります。「与薬指示書」には「病名」「薬品名」「与薬時間」「指示年月日」「処方した医師名」が記載され捺印してあることが必要で、有効期間は5ヶ月となっています。
- (3) 薬は主治医が処方し調剤したもの、あるいは主治医の処方によって薬局で調剤したもので、保護者がすでに何回か使用したことがあるものに限ります。（市販薬は対応致しません）
- (4) 薬は児童名を記入した当日分のみを持参し、保護者から園職員に直接手渡ししていただきます。
- (5) 園での与薬が決定した場合、上記以外にも細かい約束事がありますので、園職員の指示に従ってください。
- (6) 与薬に関する疑問などは保育園にご相談ください。
- (7) 与薬は食後一回のみと致します。

《対象となる慢性疾患の例》

●小児慢性疾患・・・11疾患500種類以上

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ◇悪性新生物（白血病・小児がんなど） | ◇慢性腎炎 |
| ◇気管支喘息 | ◇慢性心疾患 |
| ◇食物アレルギー | ◇膠原病（若年性関節リウマチなど） |
| ◇糖尿病 | ◇先天性代謝異常（フェニルケトン尿症など） |
| ◇血友病等血液疾患 | ◇神経・筋疾患（重症筋無力症など） |

●熱性けいれん・けいれん性疾患

- ◇熱性けいれん…発熱時に抗けいれん坐薬が予防に効果的といわれている。
- ◇けいれん性疾患…例えば「てんかん」の場合、発作活動の広がりを日常的に抑える必要があるため、連日の服用が基本となる。

●アレルギー性疾患の例

- | | |
|-----------|------------|
| ◇気管支喘息 | ◇花粉症 |
| ◇食物アレルギー | ◇アレルギー性結膜炎 |
| ◇アレルギー性鼻炎 | ◇アトピー性皮膚炎 |

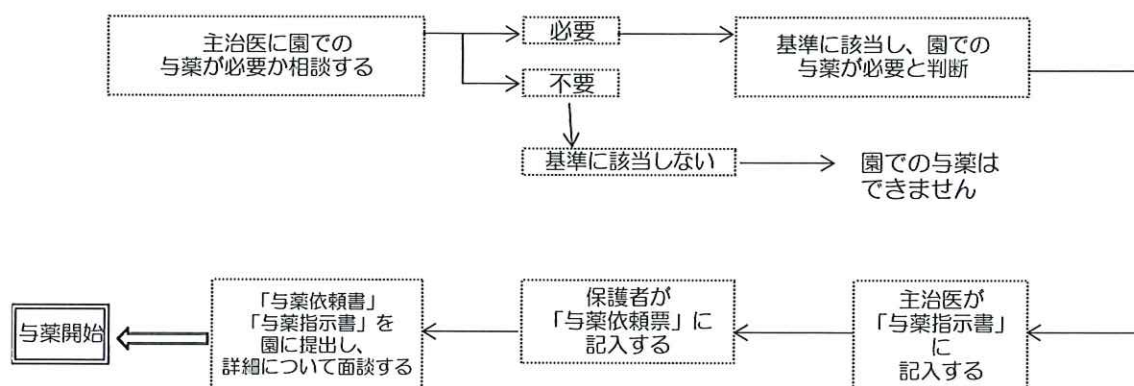
●慢性の皮膚疾患の例

- ◇アトピー性皮膚炎
- ◇伝染性膿痂疹は登園停止ほど重症ではないが、経過が長引いて治りにくい。
- ◇オムツかぶれ皮膚炎など、経過が長引いて治りにくい。
- ◇慢性湿疹などで経過が長引いて、治りにくい場合

●慢性中耳炎・慢性副鼻腔炎などの耳鼻科慢性疾患

食材を試せていない場合でも、園では提供致しますのでご了承ください。

《与薬を開始するまでの流れ》



《 気管支拡張テープについて 》

気管支喘息や気管支炎の時に気管支を拡張させ、呼吸を楽にする目的で使用される気管支拡張テープ（ホクナリンテープなど）があります。テープを貼付し登園する場合は、衣服の着脱や汗などによりテープが剥がれ落ちる可能性がありますので、下記の注意事項をご参照下さい。

- 貼付している部位を看護師、もしくは担任にお伝え下さい。
- テープ表面にマジックなど消えない方法で名前を記入して下さい。
- 少し剥がれかけたものに限って上からテープで押さえることはできますが、一度はがれてしまったものは再び貼りなおして使用することはできません。（はがれてしまった場合の時のことを、必ず医師に確認して下さい。）
- 貼付中は、外遊び、プール、シャワーは控えていただきます。



《 気管支喘息診断書について 》

気管支喘息と診断を受け、薬の処方があるお子様は
気管支喘息診断書 をかかりつけ医に記入して頂き、
園に提出をお願い致します。

※また、急性増悪時の園での対応も確認させていただきます。



＜保護者の皆様へ＞

保育所や認定こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、一人ひとりの子どもが安全・快適に生活できるよう、下表の「登園のめやす」を参考に医療機関の診断に従い、登園届に記入の上、在籍の保育所・認定こども園に提出をお願いします。

■登園届の提出が必要な感染症と登園のめやす

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること（※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること）
風しん	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂しん（とびひ）	病変部を塗り薬で処置し、浸出液がしみ出さないようにガーゼ等で覆っていること
アタマジラミ症	駆除を開始していること
その他	医師の意見を聞き、集団発症や流行を防ぐ必要があると判断した感染症

（こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改定版）」2023 年一部改定 準用）

災害対策

避難場所

- (1) 災害直後・認定こども園 紅葉夢

建物の倒壊が無い限り 園内 にいることが一番安全です。

- (2) 第1 避難場所（認定こども園 紅葉夢）第2 避難場所（箕面市立病院）

出火等で、二次災害が発生し危険になった場合には、
公的機関や広域避難場所に避難します。避難場所については、
掲示等をして指示していきますので、まずは、
保育園に来てご確認ください。

備蓄の内容

水 氷砂糖 玄米せんべい 粉ミルク ようかん 紙おむつ 医薬品

シチュー 白飯 簡易トイレ 備蓄の量については一時的なものです。

保護者への引渡しについて

お子様は保護者の方が迎えに来られるまで園でお預かりします。
保護者の方が迎えに来られない場合を考えて、代理の方の氏名等を
緊急時受け渡し代理人届けに記入し、事前に提出していただきます。
当日は受け渡し表に署名していただいてからお子様をお渡しします。

災害時の引渡し訓練を、年に一度行いますのでその時はご協力をお願いします。

緊急受け渡し代理人届け（自宅保管用）

保護者以外ですぐ連絡ができ、受け渡しができる人

①氏名	続柄	住所	電話（ ）	—
①氏名	続柄	住所	電話（ ）	—

災害地域外（遠隔地）の人

①氏名	続柄	住所	電話（ ）	—
-----	----	----	-------	---

* 緊急連絡先届出書の記載内容と合わせて上の表に転記し自宅に保管してください。

* お子様のことを第一で考えた行動をお願いいたします。



虐待通告・家庭相談(DV)

令和2年4月から、子どもへの体罰が法律で禁止されました。体罰などによらない子育てのためにみんなで育児を支える社会を目指して・・・

「子育てがしんどい」「子どもを怒鳴ってしまう」など子育てに悩んでいたら、解決方法について一緒に考えます。

その他、0歳～18歳までの子どもとその家庭の相談を受け止め、解決に向けての支援を行います。

- 箕面市子ども未来創造局 児童相談支援センター（箕面市西小路4-6-1 箕面市役所内）

（通告・相談）072-724-6233：平日午前8時45分～午後5時15分

- 「児童虐待110番・配偶者暴力」大阪府箕面子ども家庭センター

箕面市船場西三丁目8番22号 箕面市役所第二別館3階

（通告・相談）072-739-6170 平日午前8時45分～午後5時15分

（夜間休日）072-295-8737（平日夜間、土、日、祝日）

（配偶者暴力）072-737-6895

- 児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）（24時間対応）

全国共通ダイヤルに電話すると、お住まいの地域の児童相談所につながります。

発達相談

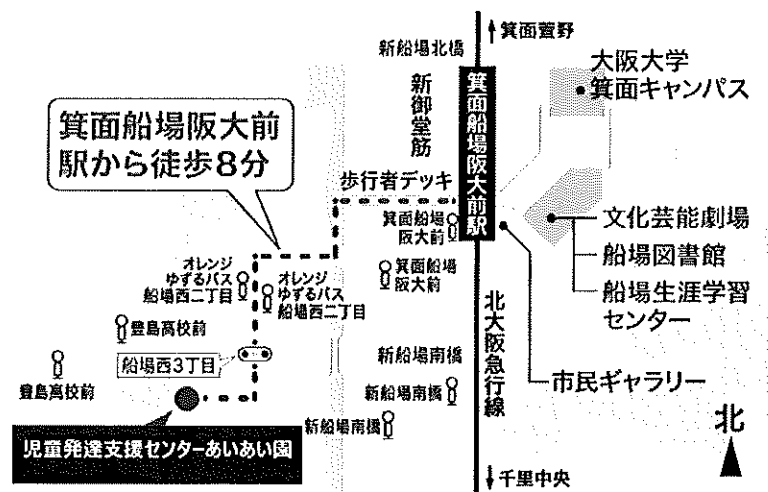
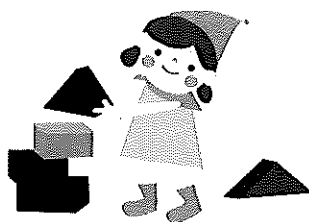
- 発達相談「ゆう」（令和7年4月～移転されます。）

箕面市あいあい園の発達相談「ゆう」と連携を行い、保育園における療育支援を実施しています。

子育て上の悩み、運動・遊び・言葉など子どもの発達で気になる点、療育に関する相談を受けています。面接、電話いずれの方法でもお受けしています。面接を希望されるかたは事前に電話で相談日を予約してください。

- ・ 相談日：月曜日～金曜日午前8時45分～午後5時15分
- ・ 場所：箕面市船場西三丁目8番22号 箕面市役所第二別館 1・2階
- ・ 電話：072-727-9522
- ・ 相談員：臨床心理士
- ・ 対象：就学前の子ども
- ・ 費用：無料

アクセスマップ →



こども園に関するご意見・苦情・相談を受け付けます

幼保連携型認定子ども園 紅葉夢

苦情解決責任者 園長 井上 絢子

苦情受付担当者 主幹保育教諭 加藤 芽実・北村 健

箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局保育幼稚園総務室

苦情解決責任者 担当室長

苦情受付担当者 参事

TEL 072-724-6737 FAX 072-721-9907

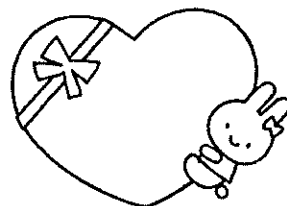
こども園への申し出について

1. 園に関するご意見・苦情・相談をお伝えください。
2. 苦情の内容と解決結果は第三者委員会（法人の評議員・法人監査）へ報告し、必要に応じて指導・助言をしてもらいます。

保育幼稚園総務室への申し出について

1. 園に関するご意見・苦情・相談を保育幼稚園総務室でもお受けします。
2. 苦情の内容と解決結果は市の保健福祉苦情調整委員会（市の職員により構成）へ報告し、必要に応じて同委員会から指導・助言をいたします。
3. 苦情と解決結果は毎年「保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する取り組み状況報告」として市の健康福祉部健康福祉政策室より概要を公表します。

苦情解決制度の根拠法令：社会福祉法第82条、保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱



災害等が発生した場合の緊急対応について（お願い）

児童等の認定こども園への登園・降園時の安全確保及び事故等を未然に防止するため、災害等が発生した場合の認定こども園の対応を次のとおり定めています。

災害等とは ①「暴風警報」の発令

②「大雨特別警報」の発令 「暴風特別警報」の発令

③「震度5弱以上の地震」の発生

④認定子ども園所在地に「高齢者等避難」「避難指示」が発令

1. 午前7時までに、「大阪府全域」「北大阪地域」または「箕面市」に①②③④の災害等が発生したときは、臨時休園とします。

※上記の災害以外にも、複合災害により児童の安全が確保されない恐れがあると判断された場合や、施設の被害状況により、臨時休園となることがあります。又、施設の被害状況（停電など）により、臨時休園や給食が提供できず弁当持参となることがあります。

◆災害①②④の警報が、正午までに解除され、保育が可能になった場合は、すみやかに教育・保育を開始します。

※この場合、給食はありません。正午までに登所される場合は弁当をお持ちください。

※正午以降に登園される場合は昼食を食べてからお越しください。

◆災害①②④の警報が、正午までに解除されない場合は、終日臨時休園とします。

◆災害③により臨時休園とした場合、保育が可能になった時点で、以下の方法で連絡します。

※箕面市ホームページ、箕面市市民安全メール、箕面市市民安全 LINE、FMラジオ（タッキー816みのおエフエム）等で連絡いたします。

2. 保育中に①②③④の災害等が発生した場合は、発生時点から臨時休園となります。

※すみやかにお迎えをお願いします。

※保育所から別の場所に避難する場合は、避難先を張り紙等にてお知らせします。避難先へのお迎えをお願いします。

※保護者のかたがお迎えに来られない場合は、事前届出者のかたにお引き渡しします。

災害等の情報は保護者が責任をもってご確認ください。

①情報収集手段として、箕面市市民安全メール、市民安全 LINE 等へのご登録をお願いします。

②各所から伝達事項がある場合は、ライデンメールでもお知らせしますが、状況によっては、メールが配信できない場合があります。



子どもたちのために 信頼し合える社会を。

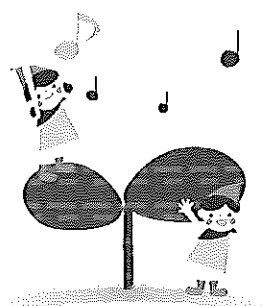


**いつも温かいご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
私たち職員一同は、子どもたちの笑顔と健やかな成長を第一に考え、
日々の保育に取り組んでおります。そして、そのためには、保護者
の皆さまとの信頼と連携が欠かせません。
子どもたちのためにご協力よろしく願いいたします。**

※以下のような行為は、保育者の心身に影響を及ぼすばかりでなく、離職につながることもあり、子どもたちへの育ちにも支障をきたすことになりかねません。子どもの健やかな育ちのためにも保育者等が安心して働くことができる環境づくりに、ご理解とご協力をお願いします。

- 身体的な攻撃・・・暴行、傷害
 - 精神的な攻撃・・・児童・保護者対応への不満による土下座の要求、SNS等を通じてあらぬ噂を拡散する等の中傷、他者に言いふらすような行為 など
 - 威圧的な言動・・・大声を出す、怒鳴る など
 - 過度な要求・・・正当な理由のないことを要求する行為 など
 - 拘束的な行動・・・不退去や居座り、必要以上に長時間の電話対応、職員への待ち伏せやつきまとい など
 - 差別的な言動・・・外見、容姿、性別に関する差別的な言動 など
 - 継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動 など
- （厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を参考に例示）

※お困りごとやご不安があれば、各保育施設に設置されている第三者委員等の相談窓口、役所の担当課や弁護士会等にご相談することが可能です。



お 願 い

この「こどもえんのしおり」は、卒園・退園まで

大切に保管してください。